
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 8 月 12 日

トランプ関税の最新動向と関税リスクへの対応(4)

—韓国・インド・カナダ等への追加関税と日本企業への影響—

弁護士 中川 淳司 / 弁護士 高嵯 直子 / 弁護士 澤田 駿

Contents

- I. はじめに
- II. 相互関税等を巡るこれまでの経緯
- III. 米韓貿易合意(7 月 30 日)
 - 1. 米韓貿易合意(7 月 30 日)の概要
 - 2. 米国産品の購入・対米投資
 - 3. 規制適用開始のタイムラインと未決事項
- IV. インドやカナダへの追加関税
 - 1. インド(7 月 31 日付本大統領令及びその後の動き)
 - 2. カナダ(及びメキシコ)(対カナダ大統領令)
- V. 日本企業への影響
- VI. おわりに

I. はじめに

米国は、2025 年 4 月、「相互関税」の賦課を公表し、全世界からの輸入品に対する一律 10%の追加関税(いわゆる「ベースライン関税」)に加え、国ごとの追加関税率を公表した。¹ベースライン関税は 2025 年 4 月 5 日より、ほぼ全ての輸入品に課された一方、国ごとの追加関税の適用は同年 8 月 1 日まで一時停止され、国別関税率が新たに発動される前に、米国と各国との間で関税の引き下げ・撤廃をめぐる二国間交渉の動きが加速していた。

本ニュースレターでは、これまでに発行したニュースレターの続報として、米国と韓国との間の貿易合意やインドやカナ

¹ 大統領令 14257 号(<https://www.federalregister.gov/documents/2025/04/07/2025-06063/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and>)

ダ(メキシコ)を始めとする国々への追加関税について概観する。そして、これらの貿易合意が日本企業の事業に与え得る影響を整理し、今後の事業戦略、対応を検討するうえでの留意事項について概説する。交渉結果については、日本や米国の報道結果及び両政府の公表資料に依拠するが、交渉結果の詳細は双方の発表内容に依然として不一致や不明な点が残る。本ニュースレターは、2025 年 8 月 7 日現在の公表情報を基に作成している点に留意されたい。

II. 相互関税等を巡るこれまでの経緯

上記のとおり、米国は、「相互関税」のうち、ベースライン関税を全世界の輸入品に対し、一律 10%課し(2025 年 4 月 5 日適用開始)、国ごとの追加関税の適用を同年 8 月 1 日まで留保していた。

その後、相互関税を巡っての各国と米国との合意が発表されている。日本は、7 月 23 日(米国時間 22 日)合意に達した(以下「日米合意」)と発表された。²また、EU も、7 月 27 日、合意を発表した。³更に、同月 30 日、米国と韓国との間の関税交渉も合意に至った(以下「米韓貿易合意」)。⁴ただし、いずれも合意の枠組みが発表されたにとどまり、詳細は今後の発表、運用に注目する必要がある。

米国は、8 月 1 日(米国時間 7 月 31 日)に、相互関税をさらに見直す大統領令(以下「本大統領令」)を公表した。⁶本大統領令によれば、相互関税のベースライン関税 10%は貿易赤字国に対して維持され、国ごとの追加関税率として日本や EU、韓国を含む多くの国は 15%とされており、概ね二国間の合意内容のとおりである。ただし、EU については 15%が上限となることが本大統領令に明記されているが、EU 同様の合意があったとされる日本⁷については明示的な記載は無い。

一方、その他の国は 15%よりも高い関税率が課されることとなった。例えば、インドは 25%、台湾は 20%、タイは 19%等の国別関税率が本大統領令において規定されている。本大統領令に基づく新たな関税率は、2025 年 8 月 7 日より適用が開始された。

米国は、USMCA 協定国であるカナダやメキシコに対しては、別途、カナダ産品に対し、国家緊急経済権限法(以下「IEEPA」)に基づく追加関税を課していたため、相互関税の対象外となっていた。2025 年 8 月 1 日、米国は、カナダに課していた当該追加関税率を引き上げる大統領令(以下「対カナダ大統領令」)を公表した。それまで USMCA の適用の無いカナダ産品について課していた 25%の追加関税を引き上げ 35%にすることや、迂回輸入に対しては 40%の追加関税を課することが明らかとなった(8 月 1 日以降適用開始)。⁸なお、メキシコについては、7 月 31 日までとなっていた交渉期限を 90 日延長し、関税については現状のまま据え置くことが公表されており、25%の追加関税が維持されている。⁹詳細は IV.にて後述する。

III. 米韓貿易合意(7 月 30 日)

1. 米韓貿易合意(7 月 30 日)の概要

² 2025 年 7 月 31 日付 AMT ニュースレター参照(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250731.pdf)

³ 2025 年 8 月 4 日付 AMT ニュースレター参照(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250804.pdf)

⁴ <https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/114944494894008041>

⁵ <https://x.com/howardlutnick/status/1950697216521163024>

⁶ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/further-modifying-the-reciprocal-tariff-rates/>

⁷ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tariff_measures/dai6/250725siryou1.pdf

⁸ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/amendment-to-duties-to-address-the-flow-of-illicit-drugs-across-our-northern-border-9350/>

⁹ <https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/114948452793702817>

米国は、韓国との間で韓国産品に一律 15%の関税を課すことを合意した。自動車及び自動車部品については、当該 15%上限の相互関税の対象とするが、鉄鋼、アルミニウム、及び銅の分野別関税は相互関税の対象外であり、別途課されている高関税を維持するとしている。他方で、日本と同様に MFN 税率との関係は明らかにされていない。

具体的には、自動車及び自動車部品には、相互関税とは別途、安全保障上の脅威となる輸入を調整する目的で通商拡大法 232 条に基づく 25%の追加関税(「232 条関税」)が課されていたが、今般の合意により、15%に引き下げられることとなった。¹⁰

銅については、2025 年 7 月 30 日、安全保障上の脅威となる銅の輸入があるとし、同年 8 月 1 日より 50%の 232 条関税を課することが決定されたが、韓国産の銅については、相互関税に加え、当該 232 条関税が課されることとなる。また、232 条関税が課されている鉄鋼・アルミニウム及びこれらの派製品についても、米国の発表では、韓国産品含め、各国からの輸入に対し 50%の追加関税が継続するとしている。

他方、個別分野に対する 232 条関税に関し、EU 同様、医薬品、半導体への 232 条関税については、日本と同様、他国に劣後する扱いを受けないと発表されている。

2. 米国産品の購入・対米投資

米国の発表によれば、韓国は、2028 年までに米国から 1,000 億ドルの LNG 等のエネルギーを購入するとしている。

また、3,500 億ドル相当の対米投資が合意され、今後 2 週間以内に行われる韓国李在明(イ・ジェミョン)大統領との首脳会談において、韓国企業による巨額の対米投資について発表されるとしている。韓国大統領室によれば、3,500 億ドルの投資のうち、1,500 億ドルは船舶建造等の造船業全般、残りの 2,000 億ドルは韓国企業が競争力を持つ半導体や二次電池、バイオテクノロジーや原子力分野に向けられたものとしている。¹¹このうち、直接投資はわずかな部分であって、大半がファンドに向けた貸付や政府保証であると説明している。¹²他方、米国サイドは、投資先はトランプ大統領の指示によることとなり、この投資の利益の 90%は米国の人々に向かうとしている。¹³

この他、米国産の自動車やトラック、農産品等についても韓国は「完全に」市場開放を行うとされている。

ただし、詳細な合意内容や制度の改廃がなされるのかなどは現段階では不明であり、今後の動向を注視する必要がある。

3. 規制適用開始のタイムラインと未決事項

関税の適用開始時期を含め、合意された事項の実施に向けたスケジュールは依然として不明であったが、上記のとおり、本大統領令において、新しい関税率は 2025 年 8 月 7 日より適用されることが明らかになった。上記のとおり、今般の合意は、日米合意(2025 年 7 月 22 日付)や米国がいくつかの国と合意に至った二国間合意同様、貿易に関する枠組み合意にとどまる。他方で、直近で予定される米韓首脳会談にて投資以外の面についても詳細な合意事項が発表されることも考えられる。

IV. インドやカナダへの追加関税

1. インド(7 月 31 日付本大統領令及びその後の動き)

¹⁰ 上記脚注 4

¹¹ <https://jp.yna.co.kr/view/AJP20250731001300882>

¹² <https://www.reuters.com/world/china/what-we-know-about-south-koreas-trade-deal-with-us-2025-07-07/>

¹³ 上記脚注 4

米国は、4月9日よりインドに対しては26%の相互関税を課していたところ、¹⁴本大統領令にて25%の相互関税を課すこととされ、若干のディスカウントがなされたように思われた。しかし、トランプ大統領は、本大統領令が公表される前から、インドの高関税政策等を度々批判していたところ、8月4日に、インドがロシア産石油を大量に購入していることを理由に関税を引き上げると表明し、¹⁵翌5日には、CNBCのインタビューにおいて、「24時間以内」にとても大幅に関税を引き上げることを公表し、¹⁶同日、インドに対して更に25%の追加関税を課する大統領令にトランプ大統領は署名した。¹⁷この追加関税は相互関税や232条関税に上乗せして課されることとなり、相互関税対象のインド産品については計50%の関税が課されることとなる。

2. カナダ(及びメキシコ)(対カナダ大統領令)

カナダに対しては当初、IEEPAに基づき全てのカナダ産品について25%(エネルギー及び原油等エネルギー資源は10%)の追加関税が課されていたが、後にUSMCA適用により無税となるカナダ産品が追加関税の適用外となり、カリウムの追加関税が10%に低減されていた。7月31日に公表された対カナダ大統領令によれば、25%としていた追加関税を35%に引き上げ、8月7日ではなく同月1日(対カナダ大統領令掲出の翌日)から適用、USMCAの原産地規則を満たさず米国税関・国境警備局が「迂回輸出」と認定したカナダ産品については40%の追加関税が課されることになった。もっとも、従前の経緯もあって日本(日米物品貿易協定)や韓国(米韓FTA)等とは異なり、既存のUSMCA協定との関係性について手当されている点において、他の国との合意と一線を画しているとも言える。

メキシコについては、同じくIEEPAに基づき一律に25%の追加関税が課されており、自動車及び自動車部品については25%の232条関税が、鉄・アルミ・銅については50%の追加関税が課されていたところ、米国によれば、これらの措置が90日間延長されることとなった。また、同時にメキシコは多数ある非関税障壁の撤廃についても合意したとされる。メキシコサイドからすると、USMCAにより大多数の産品が無税となっているため、何らかの合意ではなく90日間の延長であっても、成果として捉えられているようでもある。¹⁸

V. 日本企業への影響

相互関税の関税率が上記のとおり合意され、サプライチェーン上のコストへの影響を算定しやすくなったが、米国と過酷との間の二国間合意については、様々な点で不明な点が残っている。米韓貿易合意についても、韓国の米国産品への関税率の撤廃の具体的対応が不透明であり、この点、米国と、例えばEUとの合意と変わらない。また、米韓貿易合意と米韓FTAの関係は明らかとなっていない。米韓貿易合意については、既に関税ゼロとなっている米国産自動車やトラックの輸入、大半が貸付や政府保証とされる対米投資といった点など、日米合意の構造と酷似している。このため、当該合意に関する今後の動き、特に、近く予定される米韓首脳会談における発表内容は、日米合意の動向を検討するうえでも要注目である。

また、米国は、米国産農産品について完全に市場を開放した("completely OPEN TO TRADE")としているが、韓国では、「コメや農畜産物の開放は拡大しない」としているため、¹⁹米韓政府当局者の発言の齟齬がどのように解消されるのか、日米合意との関係においても重要である。

インドやUSMCA加盟国のカナダ、メキシコについてみると、前者はロシア産原油の輸入、後者はフェンタニル問題が根

¹⁴ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/04/Annex-I.pdf>

¹⁵ <https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/114971053091282290>

¹⁶ <https://www.whitehouse.gov/articles/2025/08/on-cnbc-president-trump-touts-historic-first-six-months/>

¹⁷ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/addressing-threats-to-the-united-states-by-the-government-of-the-russian-federation/>

¹⁸ <https://www.gob.mx/presidencia/articulos/version-estenografica-conferencia-de-prensa-de-la-presidenta-claudia-sheinbaum-pardo-del-31-de-julio-de-2025?idiom=es>

¹⁹ <https://jp.yna.co.kr/view/AJP20250801003600882?section=politics/index>

底にあり、日本や韓国と交渉の前提が異なっている。そのため、今後の各国の交渉の動向については、米韓貿易合意ほど直截的な影響は無いようにも思われる。しかしながら、北米経済圏に進出している日本企業にとっては、来年の USMCA の再交渉の動きとあわせ、関税をめぐる動向に留意する必要がある。特にメキシコについては多数の日系自動車メーカーが進出しており自動車に対する追加関税の扱いがどうなるか、といった観点や、他 2 か国と比しても順調に交渉が推移しているところ、宿題とされている非関税障壁の撤廃についてどのようにメキシコ側が対応しどのような結果に落ち着くのか、といった点において今後の経過を見守る意義は大きいものと考えられる。

VI. おわりに

米国の相互関税を巡っては、これまで、英国(2025 年 5 月 8 日)、ベトナム(同年 7 月 2 日)、インドネシア(同年 7 月 16 日)、フィリピンと日本(同年 7 月 22 日)、EU(同年 7 月 27 日)の貿易合意が発表されている。また、本稿で取り上げた米韓貿易合意と同日、ブラジルに対し追加的に 40%の関税を課す大統領令にトランプ大統領は署名している(同年 7 月 30 日)。今般、米韓貿易合意も発表されたが、他の二国間合意と同様、枠組み合意にとどまっており、詳細な実施内容等について不透明な点が残る。今後の交渉の進展と両国政府の公式発表に留意する必要がある。

実際、トランプ大統領は、日本からの 5,500 億ドルの投資は米国の好きなように使えると CNBC のインタビューにて発言し、²⁰米国税関・国境警備局の発出したガイダンスでは相互関税は上限ではなく、EU 以外の国々は既存の関税に追加して相互関税が課されるように読めるなど、なお先行きが不透明である。²¹

今後は、日本企業の貿易・投資額が大きい中国、インド等の主要貿易相手国との貿易合意も公表される可能性がある。これらの交渉状況にも注視したい。

以上

20 <https://www.cnbc.com/2025/08/05/cnbc-transcript-president-of-the-united-states-donald-trump-speaks-with-cnbc-squawk-box-today-.html>

21 https://content.govdelivery.com/bulletins/gd/USDHSCBP-3ec7b5e?wgt_ref=USDHSCBP_WIDGET_2

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中川 淳司 (junji.nakagawa_grp@amt-law.com)
弁護士 高嵯 直子 (naoko.takasaki@amt-law.com)
弁護士 澤田 駿 (shun.sawada@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。